

危機管理・コンプライアンス Crisis Management/Compliance

Newsletter

〈2018年4月号〉

危機管理・コンプライアンスニュースレター発行への想い

日本を代表する企業の法令違反、会計不祥事、データ改ざんなどが相次ぎ、事案によっては企業の存亡にかかわる深刻な事態となっています。危機管理を含めた内部統制システムの構築・維持・運用は、会社法で取締役の最も基本的な責務と位置づけられています。深刻な不祥事は会社の社会的信用を根底から揺るがし、企業の名声に大きな打撃を及ぼすのみならず、関係役員・従業員の刑事責任追及、行政上の制裁（課徴金・指名停止など）、損害賠償請求、株主代表訴訟などへの法的対応も必要となります。

不祥事の発覚は、内部告発によることが少なくありません。社員のコンプライアンス意識の向上、ユーザー、消費者の高い関心から、「正すべきは正す」、「不正を隠してはならない」という基本的な考え方に沿った行動が求められています。不祥事や不正の隠べいが後日判明した場合には、隠べいしたこと自体が社会的に厳しく非難されます。適切な方法で速やかに公表・開示すれば、かえって会社の姿勢が評価されます。せつかくの早期是正の機会を逃すことは厳に避けなければなりません。

起こってしまった不祥事・不正について、いかに速やかに事実確認をし、再発防止に結び付け、会社の信用を再構築するかは、役員・従業員にとって重要な課題です。適切な再発防止策の策定・運用・実施は、関係法令により監督官庁から義務付けられる場合がありますが、法的な義務付けがなくても、株主・取引先・その他のステークホルダーに対する関係でとても重要です。

企業活動のグローバル化、海外売上比率・外国人株主比率の高まり、役員・従業員の多様性の進展などを考えれば、危機管理・コンプライアンスは、海外の法令や関係主要国での反応も十分に意識したものでなければなりません。国内の人口減少に伴う海外市場

の重要性が日本企業にとっての共通認識である以上、日頃から海外にも目を向けた危機管理・コンプライアンス体制の構築が必要不可欠となっています。

そのような観点から、当事務所では危機管理・コンプライアンスニュースレターを発行することいたしました。

テーマとしては、以下を予定しています。

- 1 B to Bを想定した品質不正
- 2 日本版司法取引の施行を迎えるに当たって
- 3 カルテル・談合
- 4 海外子会社における不祥事対応のあり方
- 5 優越的地位濫用規制・下請法規制
- 6 企業不正・不祥事発覚後の調査のあり方
- 7 粉飾決算の場合の法的責任
- 8 不当表示
- 9 薬機法(医薬品医療機器等法)規制
- 10 インサイダー取引
- 11 B to C 商品不正・事故

単なる法令の紹介にとどまらず、実務に役立つ内容にしたいと考えております。執筆には、各テーマについて実務経験豊富な弁護士が当たります。読者の皆様のご期待に沿えるよう努力してまいりますので、よろしくお願いたします。

弁護士法人大江橋法律事務所
代表パートナー 国谷史朗
Shiro Kuniya

PROFILEはこちら



品質不正事案における検討と対策

—主にBtoBを想定して—

大江祥雅
Yoshimasa Oe

PROFILEはこちら



第1 はじめに

近年、大企業による製品に関する品質不正事案が立て続けに報道されています。市場において厳しい競争に曝されている中、他社に遅れまいと開発の中で不正が起こることもありますし、限られた人員・時間の中で手厚い品質保証を表明するがために、現場に無理が生じ、不正が起こることもあります。各企業におかれては、品質不正が生じないよう、適宜対策を検討・実行されていることと思いますが、万一品質不正が生じた場合にどのような問題が生じるのか、どのような対応をとるべきかについて、近年の当職の経験も踏まえて述べたいと思います。

第2 不正の発覚

不正(そのおそれがある場合を含みます。以下同じです。)の発覚には様々なきっかけがあると思いますが、大きく分けると内部での発覚と、取引先からなど外部からの指摘に分けられます。

外部から指摘を受けた場合は、いつ報道や業界紙等に取り上げられるかも分かりませんし、インターネット上で拡散するおそれもあります。迅速に事実関係を調査し、適時公表等をする必要があることは論をまちません。また内部での発覚の場合も、いつ外部に情報が出るか分かりませんし、後述のとおり調査に時間のゆとりがあるわけではありません。

不正が発覚したときは、企業の最優先事項として調査を行うことが肝要で、初動の速さが結果として損害の拡大を防ぐことに役立ちます。なお、一見不正が小規模で、取引先等への影響も限定的と思われても、外部からは「他にも不正があるのではないか。」と見られるおそれがありますので、対外的に説得力のある対応が必要です。

第3 不正の調査

どのような体制で不正の調査をするかは、不正の内容や企業の組織体制などに応じて様々ですが、近年の比較的規模の大きな事

案では第三者委員会などの外部の専門家による調査が行われることが多いです。第三者委員会の組成に際して参考にされることが多い、日本弁護士連合会の定める「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」では、第三者委員会について、「企業や組織において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会」と説明しています。独立・徹底・原因分析・再発防止がキーワードですが、不正事案を通じて企業として成長できるかは、第三者委員会を立ち上げるか否かにかかわらず、まず独立・徹底した調査ができるのかにかかっていると感じます。

調査の範囲ですが、過去いつまで遡るのか、他の部門・部署等も対象とするのか、対象にするとして、どのような方法で調査をするのかなどが問題となります。全部門・全部署についてヒアリングを実施したり、帳票の確認等ができれば最善かもしれませんが、調査に時間を要して対応が後手に回ることも避けなければなりません。時間がないことを踏まえて、優先順位・濃淡を付けて調査の範囲・手法を決定することになると思いますが、その決定に合理性があるのかを意識する必要があります。不正が発覚した部門とは全く異なる製品を製造している部門や、取引先が性能検査をしている等そもそも不正が起こりにくい部門などについては、各部門の責任者に不正調査を指示し、現場からの回答をもって不正の有無を判断することも合理的な場合もあるでしょう。

第4 不正の公表

不正の調査のスケジュールをどうするのか、いつ、どのように公表するのかについても事案ごとに検討することになります。上場会社においては、証券取引所の適時開示ルール(有価証券上場規程(東京証券取引所)402条等)や金融商品取引法に基づく臨時報告書

等の開示などがあり、速やかな公表が必要となります。また、そのようなルール・義務が適用されない企業においても、次のように品質不正に関する事実を通知するタイミングなどを考慮すれば、時間に余裕があるわけではありません。

不正が発覚した場合、その製品等の出荷を一旦止めるべきかを検討する必要があります。不正があることを認識しながら、その製品等を取引先に販売・納品すれば、契約上の義務に違反することになりますし、企業が後日負担する損害賠償が大きくなり、取締役の善管注意義務の問題に繋がるおそれがあります。品質に関する虚偽表示として不正競争防止法21条2項5号違反で刑事事件となるおそれもあります。近年、実際に同法違反で罰金に処せられた事案も報道されています。

出荷を止めるのですから、取引先からは質問が来ますし、いつまでに納品してもらえなければ取引先自身が更にその先の顧客に納品できないことになり大問題となる、多大な損害が生じる、などの主張を受けることもあります。顧客離れなどから将来の売上が大幅にダウンする懸念もあり、営業現場や企業内の不正対応チームに大きな緊張・負担が生じる状況です。しかし、出荷を再開するには、当該出荷対象製品について不正がなく、契約所定の性能・品質等を備えていると説明できる状況になっており、かつそれを説得的に取引先に説明できなければなりません。製造現場では不正が除去できているからと言って、過去の不正を告知しないまま取引先に納品し、後日過去の不正を通知・謝罪した場合、逆に取引先から叱責を受けるおそれがあります。

また、不正によりエンドユーザーに損害が発生するおそれがある場合、特に生命・身体に危害が生じるおそれがある場合には、待たないで不正を公表し、製品の使用中止を喚起するなどしなければなりません。BtoBの取引であっても、製品によっては一般人のエンドユーザーがいることも多々あります。例えば、不正をしたX社がY社に部品を納品し、Y社が組み立てた完成品をエンドユーザーに販売している場合、このX社の不正でエンドユーザーが怪我をするおそれがあれば、X社は速やかにY社と協議して、Y社に注意喚起を公表してもらうなどする必要があります。X社が、Y1社、Y2社、Y3社、、、と複数の企業に納品している場合は、逐一Y1社、Y2社などと協議しては公表が遅れるので、時としてY1社、Y2社などの了

解無く独自に公表をしなければならないかもしれません。このような場合、Y1社、Y2社などからは、エンドユーザー対応に要した費用などについて損害賠償を求められるおそれがありますし、一足飛びに公表したことについて叱責を受けるおそれもありますが、不正からエンドユーザーに重大な損害が生じるおそれがあるのであれば、その防止を最優先として行動をとる必要があると考えられます。

このように、適時開示ルールや取引の状況、不正の性質などから、速やかな不正の公表が必要となることがよくあります。不正の公表の際、その原因が何か、原因を除去できたこと、再発防止策などをセットで説明することができれば良いですが、時間的に困難なこともあります。そのような場合は、少なくとも現状や今後の調査のスケジュールなどの見込みと合わせて公表し、少しでも取引先の不安感を払拭できるようにする必要があります。

第5 取引先に対する損害賠償

1 総論

品質不正があった場合、取引先が商品回収をしたり、部品を交換・修理したり、顧客に謝罪したりするなど、取引先に様々な負担が発生します。取引先から損害賠償請求を求められることも多いと思いますが、品質不正に基づきどこまで法的に損害賠償義務が発生するかについては、慎重な検討が必要です。

損害賠償義務の根拠は、契約に基づくものとしての債務不履行や瑕疵担保責任、製造物責任又は不法行為責任などが考えられますので、相当因果関係の有無が問題となり、当該不正から通常生じる損害であるのか、そうではない特別な損害であるのか、特別損害である場合は、不正をした企業に当該特別損害についての予見可能性があったのかを検討することになります。品質不正により取引先に生じたありとあらゆる負担・損害を損害賠償の対象と考えるのは過度に広範になるおそれがあり、加害者の賠償すべき損害を合理的な範囲に限定する機能を有する相当因果関係の要件を慎重に検討しなければなりません。

2 人件費の賠償

また、そもそも取引先に損害が生じたのかについても検討が必要です。取引先が、不正があった商品の修理を外部業者に委託し、その

委託料を負担したような場合は、損害の発生は通常は問題なく認められますが、例えば取引先の営業担当が、顧客の謝罪に回ったときの人件費などについては慎重な検討が必要です。人件費に関する裁判例を2つ紹介します。

(1) 否定例(東京地裁平成20年3月12日判決 判タ1295号242頁)

この裁判例は、Y社がP社から請け負って倉庫を建築したが、これに瑕疵があり、倉庫をP社から賃借していたX社が、保管していた在庫等に損害が生じたとして、Y社に不法行為に基づき損害賠償を求めた事案です。

X社は、倉庫の瑕疵により本来想定していた営業をすることができず、正社員5名及びパート従業員2名に支払った給料に見合う成果を得ることができなかったこの支払い済み給料合計額と同額の損害を被ったと主張しました。

しかし、裁判所は、①X社が従業員に給与等を支払うのは、一義的には、従業員との間の雇用契約によって生ずる債務の履行であり、給与等をもって倉庫の瑕疵によって支出されることとなった金銭ということではできない、②Y社がP社に瑕疵ある倉庫を引き渡したことにより、X社が予定されていた以上の余分な人件費を支出したとか、あるいは、従業員を雇用しながら、本来予定していた営業を全くすることができなくなったなどという事実を認めるに足りる証拠はない、として、X社の人件費に関する請求を認めませんでした。

(2) 一部肯定例(横浜地裁平成15年12月16日判決 TKC)

この裁判例は、Y社が生食用の牡蠣を飲食店を経営するX社に販売したのですが、生食用牡蠣がウイルスに汚染されていたため、X社の多数の顧客が食中毒に罹患し、X社がY社に瑕疵担保責任、債務不履行又は不法行為等を根拠に損害賠償を求めた事案です。X社は、事故対応にあたらせた当該飲食店の社員及びアルバイト社員、並びに本部社員及び他店舗社員の人件費を、Y社に対して請求しました。この点、裁判所は、営業停止期間中の当該飲食店の社員及びアルバイト社員の人件費については、Y社がX社に対して当該飲食店の売上を填補することで補償されているとして、認めませんでした。また、本部社員のうち本部長と部長などについては、X社が1日分の人件費を請求しているところ、「事故対応を指揮する立

場の社員であったと推認され、この件に専従していたかどうか疑問と

いなければならない。したがって、事故対応が通常の業務の範囲内にとどまっていたのではないかといわざるを得ず、この関係の損害を認めることはできない。」として認めませんでした。一方、本部社員のうち次長や部門長などについては、相当期間事故対応に忙殺されたものと認めるのが相当であるとして、1人1日1万2000円、各人について7日分を損害と認めるのを相当と判断しました。他店舗社員についても、2日分について相当な人件費を損害と認めました。

(3) 検討

人件費は、上記否定例のとおり、不正がなかったとしても取引先として支払わなければならないものであり、従業員が不正対応を強いられたからといって当然に不正をした企業に損害賠償をできるものではありません。一方、不正対応により通常の業務範囲を超える負担を強いられた場合には、売上の補償との二重取りはできないものの、取引先の損害として認定される場合もあります。取引先からは不正対応に要した人件費に関する賠償を求められることもあると思いますが、過去の裁判例も参照しながら、法的に認められるか否かを検討する必要があります。

3 信用毀損について

品質不正があると、不正を行った企業のみならず、取引先の信用も毀損するおそれがあり、取引先から信用毀損による損害賠償の請求を受けることもあります。これについて、裁判例を2つ紹介します。

(1) 肯定例(東京地裁平成13年2月28日判決 判タ1068号181頁)

この裁判例は、Y社がオリーブを輸入し、レストランを営むX社はこのオリーブを用いて料理を提供したところ、オリーブにボツリヌス菌が混入しており、食中毒が発生したことから、X社がY社に対し、営業停止命令を受けた8日間分の営業損害に加え、その後売上が減少したとして信用損害の賠償を求めた事案です。

裁判所は、食中毒によりX社の事業活動上の信用が損なわれたことは明らかであるが、信用は時と共に徐々に回復していき、マスコミの報道から1年で信用毀損が完全に解消したと推認するのが相当であると、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益を基本とし

て、6ヶ月分の売上総利益の減少額の補償を命じました。

(2) 否定例(東京地裁平成18年2月15日判決 判時1938号93頁)

この裁判例は、従業員が安価なメバチマグロをキハダマグロと偽って取引先Y社に納入していたというもので、従業員を雇用していたX社は、Y社と当該不正について和解しましたが、その1年半以上経過後にY社から契約を打ち切られたので、X社が当該従業員に対して、Y社に対する2年分の平均売上額に平均粗利益率を乗じた金額を損害賠償請求したという事案です。不正を行っていた自社の従業員に対する損害賠償請求ではありますが、相当因果関係を検討する上において参考になります。

X社は、当該従業員の不正によりY社からの信用を失った等主張しましたが、裁判所は、X社とY社の取引が終了するに至った具体的な事情についての的確に認める証拠はない、X社とY社の間においては一旦和解が成立しており、その後1年半以上が経過した後に取引が終了しているが、偽装行為により通常生ずべき損害、すなわち相当因果関係に立つ損害であると認めるに足りないとして、X社の請求を棄却しました。

(3) 検討

信用毀損に関する損害賠償請求が認められるか否か、認められるとしてその額がいくらになるのかは非常に難しい問題です。企業を取り巻く社会情勢・経済情勢には変動があり、取引先の売上減少が当然に当該品質不正によるものとは言えません。直近における取引先の売上が上昇していたのか下降していたのかによって、損害額の算定も左右されます。取引先が複数の事業を行っている場合、品質不正に巻き込まれた事業部門と、それ以外の事業部門では、信用毀損の程度に差が生じると思われませんが、その差異をどのように相当因果関係の検討において考慮するのも難しい問題です。上記否定例のように、取引先が一部顧客を失った原因が不正にあるのか否か、他の原因も介在していたのではないかの判断も現実には難しいところがあります。

取引先からは時として信用棄損に関する損害賠償を求められることもあります。慎重な検討が必要となります。

紙面の都合上、損害については人件費と信用毀損についてしか触れていませんが、実際の事案では損害の範囲・額は多岐にわたって問題になります。不正を行った企業は、自己に責任があると自覚・反省し、取引先と今後も良好な関係を築きたいと考えますし、取引先に対応している現場担当者も、この心理から、取引先に誠意をもって賠償しますなど伝えることが少なくないと思います。

一方、法的に相当な範囲を超えて賠償をすることは、不正を行った企業の株主を害することになりますし、利益供与になるおそれもあります。特定の取引先だけ優遇するようなことになれば、他の取引先との関係で不誠実と非難されるおそれもあります。

協議・交渉の基礎としては、やはり法的に妥当な賠償をすることであり、取引先からの損害賠償請求について一つ一つ丁寧に、過去の裁判例などを参考にしつつ、分析しなければなりません。法務担当者には大きな負担が生じるころですが、弁護士は正にこの点について専門家ですので、積極的に活用されてはと思います。

第6 その他

不正を公表し、取引先などへの対応に奔走する一方で、調査を進め、再発防止策を策定・実施することにより、不正対応は次第に収束していきますが、上記の他にも現場では様々な問題・困難に直面します。非常にタイトな時間の中で、多くの情報が集まり、場合によっては高額の金銭的負担を覚悟する決断をすることもあります。不正の調査体制や不正への対応体制は企業により異なりますが、重要な情報や判断については、迅速かつ的確に社内でも共有するよう心がけていただければと思います。当たり前のことではありますが、まるで戦場のような緊急事態において、情報を伝えるべき人に伝える、判断すべき人に判断してもらい、下された判断を知るべき担当に漏れなく伝えるのは、意外に難しいと感じています。不祥事対応は、正に企業の組織力が試される場面と思います。大地震に備えた防災訓練ではありませんが、非常時の連絡体制・組織体制を確認しておくことも有用と思われます。